

# 愛知県高齢者居住安定確保計画2030【計画の概要】

## 経緯

2001年(平成13年)  
・「高齢者の居住の安定確保に関する法律」(高齢者住まい法)制定

2009年(平成21年)  
・国土交通省と厚生労働省の共管として、住宅と福祉の両面から高齢者の住まいの対策を総合的に推進

・都道府県が高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標等を記載する高齢者居住安定確保計画の制度が創設

2011年(平成23年)  
・「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度が創設

2012年(平成24年)  
・愛知県高齢者居住安定確保計画の策定(計画期間 2012-2020)

2016年(平成28年)  
・市町村高齢者居住安定確保計画の制度が創設

2017年(平成29年)  
・新たな住宅セーフティネット制度が創設

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1-1 計画の背景と目的

・高齢者の増加等の見通しを踏まえ、高齢者の居住の安定確保を目的に、高齢者の住まいに係る施策を総合的かつ計画的に展開するための計画

### 1-2 計画の位置づけ

・「高齢者の居住の安定確保に関する法律」第4条に基づく計画  
・「愛知県住生活基本計画」「愛知県高齢者福祉保健医療計画」との調和

### 1-3 計画期間

・10年間(2021年度から2030年度まで)

### 1-4 県、市町村、公的賃貸住宅事業者の役割

・県は、総合的な施策の実施主体として、関係主体との連携のもと施策の展開に努め、市町村の計画策定の取組を支援する。  
・市町村は、地域の実情に応じた市町村高齢者居住安定確保計画の策定と施策の展開に努める。  
・公的賃貸住宅事業者は、高齢者向け住宅や居住環境の整備に主体的に取り組む。

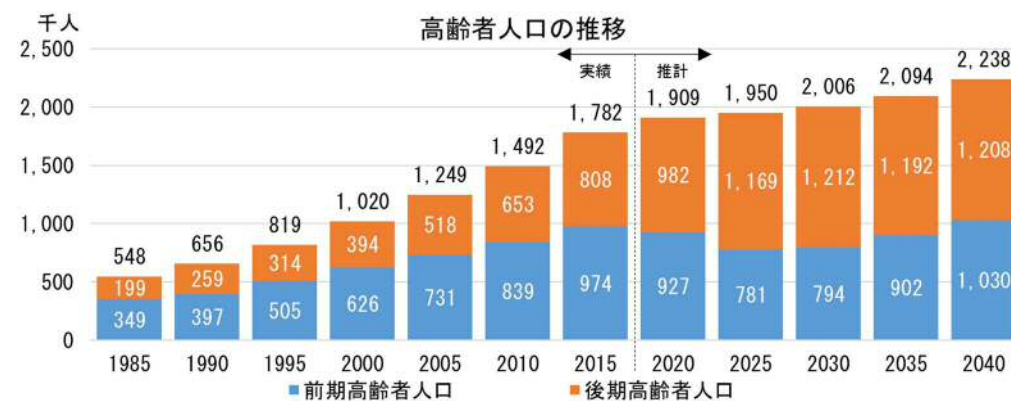
## 第2章 高齢者の住まいを取り巻く状況

### 2-1 高齢者の現状と将来推計

・高齢者人口は引き続き緩やかに増加  
・高齢者における後期高齢者の占める割合が増加  
・高齢単身世帯の増加  
・要介護・要支援認定高齢者、認知症高齢者の増加

### 2-2 高齢者の居住を取り巻く状況

### 2-3 高齢者向け住まいの整備状況



## 第3章 高齢者の居住安定確保に向けた施策の基本的方向

### 3-1 計画の基本目標

高齢者が自立し、安心して暮らすことができる居住環境の実現

### 3-2 計画の基本方針

1. 既存住宅のバリアフリー化等、バリアフリー化等対応住宅の新規供給

2. 高齢者向け賃貸住宅(生活支援サービス付き)の供給促進と適正な管理

3. 安心できる入居・居住に対する支援

4. 公的賃貸住宅における高齢者対応

5. 地域の生活支援との連携やIoT等を活用した見守り

6. 人にやさしい街づくりの推進

### 3-3 高齢者向け賃貸住宅(生活支援サービス付き)等の供給の目標

「高齢者向け賃貸住宅(生活支援サービス付き)」について、約7,000戸の供給を目指す。

### 3-4 高齢者の居住安定確保の実現の考え方

## 第4章 高齢者の居住安定確保に向けた施策

- (1) 既存持ち家のバリアフリー化等
- (2) 既存民間賃貸住宅のバリアフリー化
- (3) 既存公的賃貸住宅のバリアフリー化
- (4) 新築住宅のバリアフリー化等

- (1) 高齢者向け賃貸住宅(生活支援サービス付き)の供給促進
  - ① サービス付き高齢者向け住宅
  - ② 地域優良賃貸住宅(高齢者向け)
  - ③ シルバーハウジング
- (2) サービス付き高齢者向け住宅の質の確保と適正な管理

- (1) 新たな住宅セーフティネット制度の推進
- (2) 愛知県あんしん賃貸支援事業の推進
- (3) 入居者と賃貸人等の不安解消に向けた制度の普及
- (4) 公的賃貸住宅における高齢者世帯の優先入居等
- (5) 高齢者のニーズに応える住まいに関する情報提供

- (1) あいち型(簡易型)シルバーハウジングの推進
- (2) 公的賃貸住宅団地への高齢者生活支援施設の併設
- (3) 公的賃貸住宅での高齢者の見守りへの協力
- (4) 公的賃貸住宅における高齢者世帯の優先入居等(再掲)
- (5) シルバーハウジングの供給(再掲)
- (6) 既存・新築公的賃貸住宅のバリアフリー化等(再掲)

- (1) 地域包括ケアシステムの生活支援との連携
- (2) IoT等を活用した見守りの推進

人にやさしい街づくりの推進

## 第5章 計画の実現に向けて

### 5-1 計画の推進

- (1) 住宅部局と福祉部局の連携による計画の推進
- (2) 地域の特性・事情に応じた計画の推進
- (3) 多様な主体との連携による計画の推進

### 5-2 計画の進行管理

住宅部局と福祉部局が連携し進行管理を行う